

外部支援組織の連携に向けた調査及び企画立案業務委託仕様書

1 適用

本見積仕様書は、「外部支援組織の連携に向けた調査及び企画立案業務委託」に適用するものとする。

2 業務目的

酪農経営体の規模の維持・拡大を支える酪農ヘルパー組合やコントラクター等の外部支援組織について、各組織の持つ技術・資源・知識を活用した組織体制の強化に向けて、運営状況等について調査・分析を行い、課題を整理するとともに、連携に向けた企画立案を行うもの。

3 委託期間

委託契約の日から令和7年3月10日（月）まで

4 業務内容

- (1) 県南広域振興局管内の外部支援組織の運営状況等現地調査・分析
 - ・外部支援組織として酪農ヘルパー組合等を想定していること。
 - ・運営状況等調査に当たっては、組織の課題や連携方法等、必要に応じて内容に適する専門家を招聘する等し、複数の視点から総合的に調査を進めること。
- (2) 組織間連携に係る企画書等の作成
 - (1)に係る調査結果をもとに、外部支援組織の連携強化に向けた企画を立案し、下記により報告する。なお、最終報告に当たっては、企画（案）の内容を外部支援組織に対して説明する場を設けることとする。
 - ・中間報告 内容：分析結果及び課題の取りまとめ報告書
期限：令和6年9月27日（金）
 - ・最終報告 内容：組織間連携に向けた企画書（案）
期限：令和7年2月28日（金）
- (3) 打合せ協議
 - 回数：5回
 - 時期：契約後（概ね1週間以内）、令和6年10月中旬、同11月中旬、同12月中旬、令和7年2月上旬

5 事業完了報告

令和7年3月10日（月）までに成果品（3部）を作成し、提出すること。

6 留意事項

- (1)再委託等の制限
 - ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画を一括して第三者に委託し、又は請け負わせ

てはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された企画書はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議する。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

(5) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。